

千葉県困難な問題を抱える女性への支援に係る検討会議 設置要綱

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第7条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」に即し、千葉県が策定する「千葉県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）に係る施策の企画等について協議するため、「千葉県困難な問題を抱える女性への支援に係る検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

なお、検討会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次の事項について協議する。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する情報の共有及び調整に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策について必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会議は、委員10名以内で組織する。

2 検討会議の委員は、次の各号に掲げる者のうち適切な人材を充てることとする。

- (1) 有識者
- (2) 婦人保護施設の代表者
- (3) 民間支援団体の代表者
- (4) 婦人相談所長
- (5) 児童相談所長
- (6) 婦人相談員
- (7) 行政機関の代表者

3 検討会議に、会長、副会長を置く。

4 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

5 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ県が招集し、議長は会長が務めるものとする。

2 県が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、健康福祉部児童家庭課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県が別に定める。

第8条 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年9月13日から実施する。